

遺贈寄附のご案内

1 遺贈とは

遺贈とは、遺言により財産の一部またはすべてを、特定の個人や団体に贈与することです。

昨今、死後に自らの財産を公共のために役立ててほしい、といった意識が高まっており、本県でも、お申し出を受けた際には遺贈による寄附を承り、県政に役立てて参ります。

2 遺贈までの手続き

(1) 専門家へのご相談

遺言書を作成しても、亡くなられた後にその内容が自動的に実現するわけではありません。遺言書の内容を確実に実現するために、弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家にご相談いただき、遺言執行者をご指定いただくことをお勧めしております。

(2) 遺言書、委任状の作成

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。専門家にご相談いただいたうえで、「公正証書遺言」の作成をお願いいたします。

本県に対する遺贈については、

遺贈先（受遺者）：滋賀県

住 所：滋賀県大津市京町四丁目1番1号

寄 附 金 額：税金・諸経費を差し引き、かつ遺留分を除いた現金〇円

と、ご指定ください。

なお、御寄附の用途についてご希望がありましたら、遺言書にその内容を記載してください。可能な限りご期待に沿うよう対応させていただきます。

また、遺言によるご寄附をいただくためには、委任状が必要ですので、別添の様式に従って作成願います。

(3) 遺言執行後の手続き確認

遺言執行者が遺言を執行され、本県に寄附いただく際、まずは、寄附申込書をご本人様名義で記載いただき、委任状とともに本県へ郵送願います。県は、申込書に従って、納付書と採納通知書を発送します。

3 留意点

- 本県では、寄附金のみを受け付けています。不動産、株式等の動産、貸付金等の債権の寄附は受け付けいたしかねます。
- 遺言書の内容に関わらず、兄弟姉妹（甥・姪）以外の法定相続人には「遺留分」として財産の一定割合を受け取る権利が法律によって保障されています。この遺留分を有する相続人の方とのトラブルなく遺贈いただくために、寄附をする際の遺言は、遺留分を侵害しないように、ご理解・ご配慮をお願いいたします。

委任状

令和 年 月 日

下記の者を代理人として、滋賀県への寄附に関する一切の権限を委任します。

記

1. 委任者

住所

氏名

印

2. 受任者

住所

氏名

印